

令和5年4月26日（水）

第4回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和5年4月26日(水) 午前10時00分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 丸 智彦 委員 蒲田 知子
委員 村松 弘康 委員 新山 訓代
委員 中村 通宏
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 山田和夫 生涯学習部長 菊地 統
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼公民館長兼生涯学習課長 小林 裕
総務課長 高橋 純 学校教育課長 中野直美
教育相談センター所長 遠藤美香 鳥の博物館長 森田康宏
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎
指導課長兼小中一貫推進室長 森谷朋子
少年センター長 川本将多 図書館長 穂村喜代子
学校教育課主幹 齊藤 優 生涯学習課主幹 齊藤幸弘
指導課主幹 中山千草
6. 欠席事務局職員 な し

午前10時00分開会

○丸教育長 ただいまから令和5年第4回定例教育委員会を開会いたします。

会議録署名委員指名

○丸教育長 日程第1、我孫子市教育委員会会議規則第31条の規定により、会議録署名委員を指名します。村松委員にお願いします。

議案第1号

○丸教育長 日程第2、議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市教育委員会の所管に係る死者情報の開示に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○高橋総務課長 では、議案資料の1ページ、議案第1号、我孫子市教育委員会の所管に係る死者情報の開示に関する規則の制定について説明します。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律において、個人情報は生存する個人に関する情報に限られ、死者情報についての開示請求をすることができないため、その範囲や取扱いを明確にする必要があることから、我孫子市教育委員会が保有する死者情報の開示に関する規則を制定するため、提案するものです。

2ページ、第2条、この規則は我孫子市死者情報の開示に関する規則の例によると定めています。市長部局で定めている同様の例規について改正があった場合に、合わせて教育委員会での改正手続等を行わなくて済むように、事務効率化のため、例によるという定めにしました。

では、実際、市長部局の規則がどのようなになっているかといいますと、具体的に死者情報の開示を行う際にどのような手続を行うかが定められています。第3条に「開示請求者及び開示対象情報」、第4条に「開示請求の方法」が定められています。

この3条と4条の内容を表にしたものが、別表第1、開示請求者の1死者である被相続人から相続した財産に関する情報、2の死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報を開示請求することができます。その際に必要な書類が表の右側に書かれており、(1)～(3)のような書類を提出していただき、開示請求ができることとなります。

内容については以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市教育委員会の所管に係る死者情報の開示に関する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

○丸教育長 続きまして、議案第2号、我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○遠藤教育相談センター所長 議案第2号、我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について説明します。

提案理由は、我孫子市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、我孫子市教育支援委員会条例第3条第2項の規定に基づき、我孫子市教育支援委員会委員を新たに委嘱するため、提案するものです。

4ページ、我孫子市教育支援委員会委員候補者は以下のとおりです。委嘱期

間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

新任の委員は、第2号委員（小学校及び中学校の教育職員）新木小学校の久本先生、久寺家中学校の鴨下先生、湖北小学校の赤坂先生、並木小学校の八巻先生。第4号委員（特別支援学校等職員）として我孫子特別支援学校校長の山中先生。第6号委員（教育委員会事務局職員）として学校教育課長の中野課長です。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。それでは、これより質疑を許します。

この委嘱に関しましては、全て人事異動に伴う委員の委嘱ということになります。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第2号、我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

○丸教育長 続きまして、議案第3号、我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○遠藤教育相談センター所長 議案第3号、我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について説明します。

提案理由は、我孫子市教育支援委員会専門委員の任期満了に伴い、我孫子市教育支援委員会条例第7条の規定に基づき、我孫子市教育支援委員会専門委員を新たに委嘱するため、提案するものです。

6 ページ、7 ページをご覧ください。我孫子市教育支援委員会の専門委員候補者については以下のとおりです。委嘱期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となります。

新任の先生に関しては、我孫子第二小学校の齋藤先生、我孫子第三小学校の遠藤先生、湖北小学校の荒井先生、根戸小学校の堀部先生、新木小学校の鈴木先生、並木小学校の直井先生、我孫子中学校の安孫子先生、湖北中学校の鶴田先生、久寺家中学校の齊藤先生、白山中学校の中野先生、こども発達センターの松本さんです。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。それでは、これより質疑を許します。
よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 それでは、議案第3号、我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

議案第4号

○丸教育長 続きまして、議案第4号、我孫子市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○森谷指導課長 議案第4号、我孫子市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について説明します。

提案理由は、我孫子市いじめ防止対策委員会委員の任期満了に伴い、我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、我孫子市いじめ防止対策委員会委員を新たに委嘱するため、提案するものです。

9ページ、新たに委嘱する候補者の方は、12名です。委嘱期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。新任の方は、6名です。我孫子市PTA連絡協議会に属する者として、小学校PTA代表山崎さん、中学校PTA代表、川田さんに決めていただきましたので、その方々に委嘱したいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。質疑があれば挙手をお願いします。
——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第4号、我孫子市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

議案第5号

○丸教育長 続きまして、議案第5号、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○中野学校教育課長 議案第5号、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の委嘱について説明します。

提案理由は、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の一部委員が任期途中の人事異動により欠員となるため、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則第2条第2項の規定に基づき、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員を委嘱するため、提案するものです。

11ページ、前任者の委嘱期間は令和4年10月1日から令和5年9月30

日まででしたが、13名の委員のうち5名が4月1日付で異動し、欠員となるため、残任期間として令和5年4月1日から令和5年9月30日までが今回の委嘱期間となります。第2号委員として、令和5年度の学校給食調理業務委託の選定を行う学校の湖北台東小学校、湖北中学校、白山中学校の校長について、任期途中の人事異動に伴い欠員が生じるため、当該校の新しい校長である石塚浩氏、速水敏之氏、戸塚美由紀氏を候補者としています。また、第3号委員の教育総務部長として山田和夫を、第4号委員には学校教育課長として中野直美を候補者としています。

なお、令和4年9月28日開催の第9回定例教育委員会に上程した、10月1日の委嘱に係る議案については、公平・公正な選定を実施するため、事業者との関係性上、非公開の取扱いとするため秘密会での対応としましたが、事業者選定が終了したため、現在は会議録を公開しています。今回の委嘱については、前任者の残任期間についての委嘱となることから、後任者の氏名を公表することは問題ないと判断し、公開対象の案件として本会の議題に上程しました。任期満了に伴う令和5年10月1日からの新たな委嘱につきましては、非公開の取扱いとして対応する予定です。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第5号、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

議案第 6 号

○丸教育長 続きまして、議案第 6 号、我孫子市生涯学習審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○小林生涯学習課長 議案第 6 号、我孫子市生涯学習審議会委員の委嘱についてご説明します。

提案理由は、我孫子市生涯学習審議会委員の一部委員が任期途中の人事異動等により欠員となるため、我孫子市生涯学習審議会条例第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、我孫子市生涯学習審議会委員を委嘱するため、提案するものです。

14 ページ、候補者は、前任の在任期間である令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの期間に、学校教育の関係者ということで岸本光司校長を予定しています。参考として、15 ページに 14 名の委員の方の名簿を載せています。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。それでは、質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第 6 号、我孫子市生涯学習審議会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第 6 号は可決されました。

議案第 7 号

○丸教育長 続きますして、議案第7号、我孫子市部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 議案第7号、我孫子市部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定についてです。

提案理由は、中学校における部活動の段階的な地域移行について検討する我孫子市部活動地域移行検討委員会設置要綱を制定するため、提案するものです。

具体的な内容は、17ページ、18ページ、第3条に委員会の委員は10名以内として、次に掲げる者のうちから、我孫子市教育委員会が委嘱し、または任命するとしており、1号「スポーツ関係団体を代表する者」、2号「文化関係団体を代表する者」、3号「中学校の学校長」、4号「中学校に在籍する生徒の保護者代表」、5号「学識経験を有する者」、6号「公募の市民」、7号「その他教育委員会が特に必要と認める者」としています。第4条で、委員の任期は2年としています。第7条は委員の報酬ですが、会議に出席したときの1回の報酬を3,500円と定めています。

この検討委員会は、今年度、3回～4回の会議を予定しており、そこで中学校の部活動地域移行に関わる現状把握、課題等についての話し合う予定です。

内容については以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

○村松委員 提案理由に「中学校における部活動の段階的な地域移行」とありますが、多分小学校にも部活動として陸上部や吹奏楽部、その他の部活動があると思うのですが、小学校に関してはこの検討委員会のほうでは話し合わないのですか。

○辻文化・スポーツ課長 国、県からの通知内容では、まず中学校の部活動について、大体3年度間をかけて休日部活動から平日へということで段階的に話

を進めていくこととなります。ただ、校長会の役員会等でも、小学校等についても検討していくのかという議論がありました。県や国の様子を見ながらはなるのですが、そういったものも今後検討の対象にはなっていくかと思っています。

○村松委員 分かりました。ありがとうございます。

○蒲田委員 令和5年度には現状を把握して、これからのことを考えていくというお話があったのですが、具体的には令和6年度末辺りまでの方向性を決めることになるのでしょうか。導入はいつぐらいと考えていますか。

○辻文化・スポーツ課長 学校部活動の地域移行ということで、まず休日の部活動のことから話し合いをし始め、それから平日のものについても検討していくという流れになっています。今年度は、1つのスポーツ団体が試験的な運用を開始する予定ですので、そういった中で、現状の問題点や克服しなければいけない課題等を見ながら、何が必要なのか、どういったことをすべきなのかを洗い出して進めていくこととなります。まずは今年度、試験的な導入から実施して、来年度から本格的なものにしていくという形で動いていきたいと思えます。

○丸教育長 ありがとうございます。

県は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間という形で実施しています。取りあえず平日の部活動は学校で実施し、休日の部活動は地域移行を検討していこうということです。私もこれに賛成です。平日の部活動を地域に移行するには、おそらく、地域の担い手になる方が平日働いていて参加が難しい等の理由がありますので、その点はよく考えながら進めていきたいと思っています。ほかによろしいですか。

○蒲田委員 地域に移行するに当たって、費用がかかると思うのですが、その辺りのことはどうなっているのでしょうか。

○辻文化・スポーツ課長 そちらにつきましてもこれからの課題になっていく

と考えています。もし市民活動団体が担うとなると、ボランティアという形ではなく、報酬等を得るということになるため、例えば金額であるとか、それに対しての国や県の補助がどれくらいあるかとか、そういったものについてもこの委員会の中で意見交換していきたいと思っております。

○丸教育長 あと、指導課でお話しできるのであれば、休日の部活動の地域移行に向けて、部活動指導員のことを少し説明してくれますか。

○森谷指導課長 指導課では、休日に学校の部活動にボランティアとして市民の方や経験者の方が指導に入ってくださっているところなのですが、その方々を今年度から部活動指導員という形で、こちらで会計年度任用職員として任用し、顧問の先生方と同じように子どもに対して支援・指導していく体制を取りたいと考えています。現在、休日に教職員が行っている部分をだんだん指導員の方が担っていけるようにすると、また教職員の働き方改革という面でも少しずつバトンタッチができればと考えています。

○丸教育長 時給の部分も説明をお願いします。

○森谷指導課長 時給が1,250円で、基本的には休日ということで、学校も土曜日か日曜日のどちらかということになるため、どちらか3時間程度ということで、一応年間60回、土日または休日を想定して取っております。

○丸教育長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○蒲田委員 例えば今、土日にも試合があったりするわけですが、そういったところにも外部の先生を中心に活動していただくのか、あるいは顧問の先生とお2人で上手にローテーションを組むのかも教えてください。

○森谷指導課長 最初から全て指導員の方というわけにはなかなかいかないと思いますので、初めは顧問の先生と一緒にという形になるかと思いますが、学校の状況に応じて学校で話し合いをしていただき、できるところから引継ぎがされていければいいなと考えています。

○蒲田委員 保護者の方に納得していただくのはもちろんですが、安心して試合に臨める、また、休日の練習に臨めるということも大事だと思います。私は、子どもたちが何のために練習しているのかを考えたときに、先生方と一緒に日々頑張ってきているというところを子どもたちは大事にしていると思っています。なので、外部の指導者の先生ももちろんそうだと思いますが、子どもの気持ちを大切にしながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○丸教育長 子どもたち、また顧問の先生的心情に十分気をつけながら進めていきたいと思います。

○村松委員 これは希望的な意見なのですが、今後この地域移行検討委員会が進められていく中で、やはりいろいろ指導者に対して費用が発生する等、お金のかかる部分が出てくるので、参加する子どもたちから、会費や月額費用が発生してしまう可能性もあるとは思いますが、できる限り現状の部活の体制に近いような費用のかかり方を検討していただければありがたいかなと思います。お金がかかるから部活に入れないというのは言語道断のことなので、その辺も含めて話し合いを進めていただければと考えております。

○辻文化・スポーツ課長 指導していただく方々も生活がかかっているわけではありませんが、実際、お時間を頂いてやっている以上は、ある程度の費用は出てしまうのは致し方ないことだと思います。ただ、国でも例えば生活困窮家庭等への支援については、この地域移行の中においても課題として盛り込まれているため、そこは国や県と情報共有しながら、子どもや家庭にあまり負担のない形で参加できるような形態を模索したいと思います。

○村松委員 スポーツマンを育てるというよりも、僕らの、少し世代が古いのかもしれませんが、部活動というのは学校の延長線上にあって、特に中学生のエネルギーを使う場所としては最適な場所だと思います。お金がかかるから部

活がやれない、やらないという選択が起きないように、うまく進めていただければと思います。

○丸教育長 村松委員がおっしゃるように、私もそういう形にはしたいと思っています。ですが、近隣市の状況を聞くと、やはり受益者負担という形で月2,000円、それから初期費用として5,000円、それだけかかっているようです。要するに、1年間で2万9,000円かかるというような形になるのではないかと思っています。

ただできる限り、私のほうとしては、先ほども申し上げましたが、平日の部活動に関しては学校、休日に関しては地域移行という形でどうにかできないかと考えています。ただ、今の平日の部活動を週5日のうち、1日お休みがありますから4日。それを全てやるとなったときには、やはり教員としても勤務時間等がございいますので、十分考えながら進めていかななくてはいけないと思っています。また、部活動ガイドラインの中で、中学校の部活動の時間も少し抑えぎみでいくような形にして、教員の勤務時間を少し少なくしていくような配慮というのも必要だと思っています。できる限り今までに取り組んでいた部活動で、お金を払う・払わないで、できる・できないという差が出ないような形で進めていかななくてはいけないと思っています。

よろしいですか。ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第7号、我孫子市部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第7号は可決されました。

議案第 8 号

○丸教育長 続きまして、議案第 8 号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱についてです。

提案理由は、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の一部委員が任期途中の人事異動により欠員となるため、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会要綱第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員を委嘱するため、提案するものです。

20 ページ、第 3 号委員として財政課の主任が充てられておりましたが、人事異動で交代するため、この者 1 名を新たに委嘱するものです。21 ページに参考として、委員の名簿になります。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。

こちら人事異動に伴うということで、よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第 8 号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第 8 号は可決されました。

諸 報 告

○丸教育長 日程第3、諸報告を議題とします。

事前に配付された事務報告、事務進行予定資料に補足する説明や追加する事項が6点ありますので、そちらのほうから説明をいたします。

まず初めに、我孫子市学校給食費支援金交付要綱及び我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱について、中野学校教育課長、お願いします。

○中野学校教育課長 よろしく願いいたします。

我孫子市学校給食費支援金交付要綱の全部改正について説明します。市立小中学校の保護者が負担する学校給食費について、平成30年4月に学校給食費の第3子以降無償化実施のための我孫子市学校給食費補助金交付要綱を施行し、保護者に対して補助を実施してまいりました。また、令和4年度は、第1子及び第2子の学校給食費を一月当たり1,000円減額することを目的として学校に対して支援金を支給するため、令和5年1月に我孫子市学校給食費支援金交付要綱を施行し、保護者の経済的負担軽減を実施しました。令和5年度は、保護者の利便性と経費削減及び事務の簡素化を図るため、これら2つの交付要綱を一本化し、交付申請者を各学校長とするため、我孫子市学校給食費補助金交付要綱を令和5年3月31日に廃止し、我孫子市学校給食費支援金交付要綱の全部改正を行い、令和5年4月1日より施行したものです。

続いて、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱の一部改正について説明します。保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った安全・安心な学校給食を継続するため、原油価格、物価高騰等による学校給食用食材料費の上昇分について、学校給食費を管理する市立小中学校に対し補助金を交付する目的で、令和5年3月31日までの時限実施として、令和4年6月に我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱を施行しました。これにより、令和4年6月分給食費から小学校は1食当たり20円、中学校は1食当たり25円、令和4年12月からは、小学校は1食当たり40円、中学校

は1食当たり48円を補助しました。

しかし、令和5年度についても引き続き対応が必要となることから、令和6年3月31日までの時限実施として、小学校は1食当たり40円、中学校は1食当たり48円を補助するため、令和5年4月1日施行の交付要綱の一部改正を行ったものです。以上で説明を終わります。

○丸教育長 ありがとうございます。質問等あれば、お願いいたします。
——よろしいですか。

それでは、次にまいります。続きまして、校内教育支援センターについて、こちらは口頭で説明いたしますので、遠藤所長、お願いいたします。

○遠藤教育相談センター所長 今年度より校内の教育支援センターを中学校全校、小学校3校設置することができました。小学校3校に関しましては、保健室登校が多い3校にさせていただきました。小学校に関しては、新木小学校、並木小学校、湖北小学校の3校になっております。職員に関しても9校とも今配置することができ、活動をしているところです。

今朝、久寺家中に行ってきたのですが、先生が丁寧に見てくださっているため、今まで来られなかった子が、今、校内の教育支援センターで学習を4名くらいできるようになってきたというような報告や始業式に先生がいることで参加できたというような報告を受けていますので、今後も先生たちと協力しながらやっていきたいと思っています。小学校に関しては、13校ある中のまだ3校の設置なので、ここについては、今年度の効果や課題等を検証しながら、必要だというふうに結果として出てくれば、随時設置していきたいと考えています。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。

今までは県費負担教職員の先生方をやりくりした中で進めていましたが、今回、市費でつけたというところが一番大きなところだと思っています。所長が

申し上げましたとおり、来年度以降、小学校でも必要であれば増やしていきたいと考えています。

質問等あれば、お願いいたします。——よろしいですか。

それでは、めるへん文庫について及び白樺文学館、杉村楚人冠記念館の館報について、辻課長、お願いします。

○辻文化・スポーツ課長 めるへん学校のワークショップということで、5月8日から5月19日まで募集し、6月11日に実施します。昨年初めて実施し、非常に好評でした。子どもたちが創作を自ら行う、経験をすることで、児童文学作家の方を講師として、アビスタにおいて、物語を実際に作ってみる体験をする教室になります。昨年度は、このワークショップを経験した子どもたちの中から数名の方が実際にめるへん文庫の文庫賞に応募してくれました。今年度は小学校3年生～6年生を対象とする30名ということで実施したいと考えています。

それから、白樺文学館と杉村楚人冠記念館の館報ということで、白樺文学館につきましては2001年に設置されてから20年間のものを、杉村楚人冠記念館は2011年から2021年までの10年間のものを、今までの活動記録ということで、例えば、こういった講演会を行ったのか、展示を行ったのか、そして博物館実習だとか、そういったものについて、こういった方々を受け入れたのかというような内容を記しています。巻末のほうには学芸員2名と館長1名が論考を振るっていますので、もしお時間がありましたら御一読いただければと思います。

○丸教育長 ありがとうございます。

めるへん学校の講師の濱野先生というのは審査員の方ですか。そうではない方ですか。

○辻文化・スポーツ課長 審査員の方から紹介された作家の方になります。

○丸教育長 ありがとうございます。

質問等ありましたら、お願いいたします。

先日、視察等をいただいた白樺文学館、また杉村楚人冠記念館ですが、様々なご指摘やご意見等に関しては少しずつまとめていますので、ぜひ実現に向けて進めていきたいなと思っています。

よろしいですか。

続きまして、「生涯学習情報」について、小林生涯学習課長、お願いします。

○小林生涯学習課長 この生涯学習情報ニュースは年に1度作成させていただいており、今回は図書館の展示のいろいろということで特集を組ませていただきました。コホミン、杉村楚人冠記念館、鳥の博物館の最近の動向が書いてあります。また、公民館で行っています公民館学級について、広く市民の方に知っていただき、定例的に毎年行っている事業なので、ぜひとも参加していただきたいということでPRを載せました。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。

それでは、「生涯学習情報」につきまして質問等ございましたら、お願いいたします。——よろしいですか。

それでは、続きまして、たんた新聞につきまして、穠村図書館長、お願いいたします。

○穠村図書館長 図書館からです。たんた新聞ですが、今回、4月23日で300号になりました。こちらの新聞は、1988年に第1号を発行して以来、子ども向けの本の紹介をいろいろなテーマで実施している情報紙になります。今回は「新聞にまつわる本」という切り口で、いろいろな絵本や物語の本を集めて紹介しています。こちらは300号になりましたので、今までのものを合冊して本にする計画も立てています。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。

たんた新聞につきましてご質問等ありましたら、お願いいたします。——よろしいですか。

それでは、ないようですので、これより事務報告に対する質疑に入ります。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、事務進行予定について質疑があれば挙手をお願いします。

○蒲田委員 進行予定というか、コロナが2類から5類に5月に移行していくという中で、少しずつ施設や学校に関しても今までと違う変化が出てきているかと思いますが、そうはいつでも、まだコロナが終息したわけではないという中で、特に生涯学習部の施設はどのような形で考えているのかをお知らせいただければと思います。市民の方々は、使いたいという気持ちと、大丈夫かしらという気持ちと両方あるかと思いますが、いかがでしょうか。

○小林生涯学習課長 アビスタは、公民館の学習室、オープンスペース等はコロナ前と同じようにしていくということで、既に、受付の窓口や学習室の中のパーティションは外してあります。また、施設の清掃等についても、今のところアルコール消毒はしていますが、5月8日以降は通常清掃というような形で、アルコール消毒は、出入口には置きますが、来館される方々にお任せするというで使っていただくこととなります。特にアルコール消毒を使っての清掃等は、この5月8日をもって一時元に戻す、なくなるという形で取っています。なので、基本的にはコロナ以前の状態に施設の利用等も完璧に戻ると思っていたければと思います。

○丸教育長 全般的にみんなそうですか。ほかの施設も、森田館長も同じでよろしいですか。

○森田鳥の博物館長 同じです。

○丸教育長 分かりました。

○蒲田委員 ありがとうございます。マスクの着用に関しては、どのようなになるのでしょうか。

○小林生涯学習課長 マスクの着用に関しても、既に来館者の方の判断になっています。職員に関しても、5月8日以降は職員の判断になります。

○蒲田委員 ありがとうございます。使いやすさと安心があって、出入口にはアルコール消毒をとということもお聞きしたので安心はしていますが、まだ不安のある方々もいると思いますので、ご配慮をお願いいたします。

○丸教育長 ありがとうございます。

ほかの事務進行予定につきまして質疑等あれば、お願いいたします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般について質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。